

月刊労務パー

ふとした疑問はここで解決！

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 18

法改正情報

平成25年4月より 継続雇用の基準制度を廃止

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

前号の「改正労働契約法」に続き、法改正情報として「改正高齢者雇用安定法」をご案内します。

法改正の背景

厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、平成25年4月からは、ついに報酬比例部分の支給開始年齢引上げが始まります（図1参照）。今までは定額部分の支給開始年齢が引き上げられてきたのですが、報酬比例部分は支給出来ていたわけですが、しかし、定額部分の引上げが終了し、報酬比例部分の引上げが開始することにより、平成25年4月より65歳未満における無年金者が発生することになります。また、現行の高年齢者雇用安定法は労使協定で継続雇用制度の対象者に係る「基準」を定める事が可能な制度となっています。つまり、再雇用の「基準」に達しない人は雇用が継続するにもかかわらず、

退職となります。

上記の二つの要因が組み合わさることにより、平成25年4月より「無年金・無収入」の者が生じる可能性が出てきたのです。そこで、

行政は継続雇用制度の対象者に係る基準制度を廃止することにより、希望者について継続雇用を義務付け、「無年金・無収入者」を救おうと考えたのです。

継続雇用「基準」廃止の経過措置

継続雇用の対象者に係る「基準」にはある一定の経過措置が設けられます。内容的には、老齢厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢に到達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できるというものです（図2参照）。つまり、無年金者が継続雇用を希望した場合、原則的に雇用を継続しなければいけないが、年金をもらえない年齢に達した後は、労使協定により「基準」を設ける事が可能であるという事です。

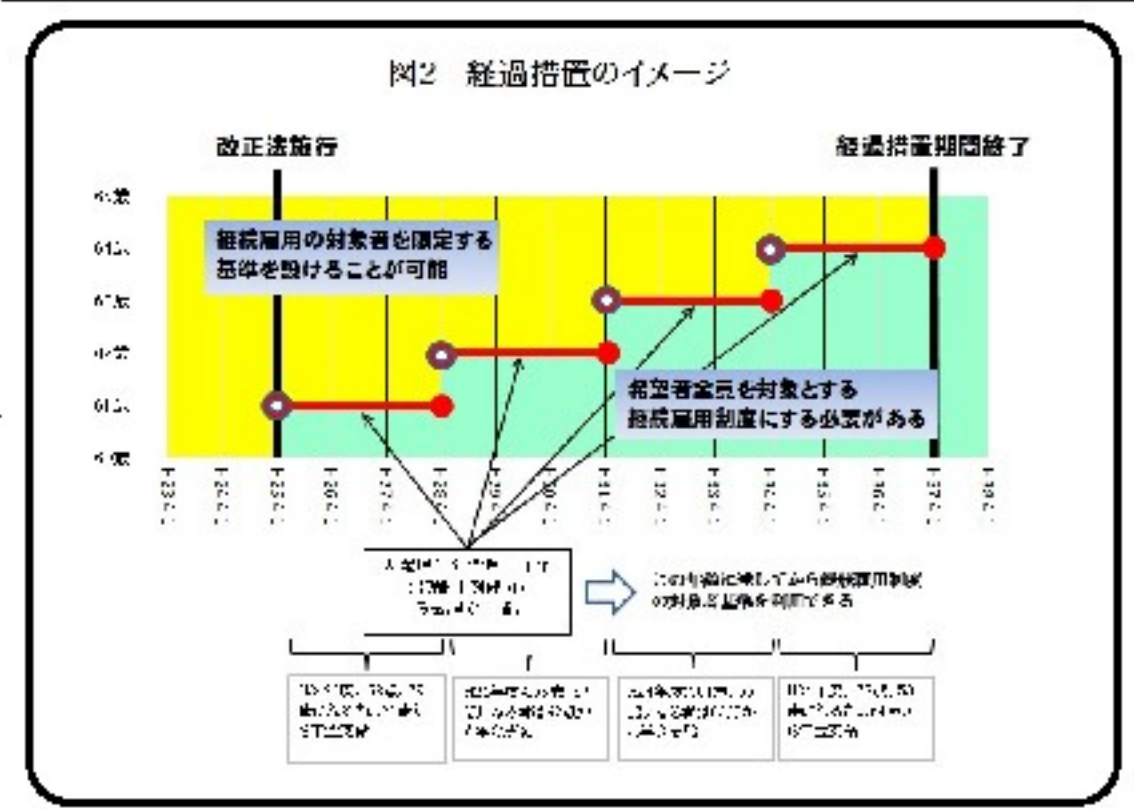
公表が待たれる「指針」

今回の法改正により、継続雇用制度が「希望者全員」を対象とすることになるわけですが、まだ公表されていないグレイゾーンがあります。それは「高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針」というものであり、厚生労働大臣が定めることとされています。指針の中では「心身の故障のため業務の遂行に耐えない者等の継続雇用制度における取扱いを言及」とされていることから、「希望者全員」に対する何かしらの

「例外」が盛り込まれることは間違いありません。来年の4月からの施行となっている今、「指針」の公表が待たれます。厚生労働省のホームページにおいて、今回の法改正の目的を「急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備」としています。継続雇用時において「労働条件を変えてはいけません」といったルールはありませんので、賃金の減額や労働時間の短縮を検討する企業が多くなる事が予想されます。

労働条件が同じ状態で賃金額だけが減額になった場合、一時期、労働者の職務に対するモチベーションが下がることは間違いありません。今回の法改正によって人件費を抑えるために新入社員を採用を控える企業も増えるでしょう。これは逆に「優秀な人材を確保しやすくなる」と考えることもできます。長期的に見た場合に職員の年齢分布に大きな穴が空くことは決して良いことではありませんし、今この段階で、将来を見据えながら対応策を真剣に考える必要があると思います。継続雇用された労働者が意欲なく働いていたら、彼らに続く次の年代の労働者が企業の将来にどんな希望を持つことができるでしょうか？

（社会保険労務士 柴田 幸春）



最低賃金が654円に引き上げ

重要なお知らせ

平成24年10月13日より秋田県の地域別最低賃金が7円引き上げられます。地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法第4条違反（50万円以下の罰金）となります。自社の賃金が最低賃金額以上かどうかの確認方法等、不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

所長の一言

記録的猛暑もなんとか終わって、秋らしくなってきました。テレビのCMにも暖房器具、冬タイヤ、シチュエーなどの商品が出てきました。冬に向けてまっしぐらという感じです。また、国税庁のホームページでは、早くも「平成24年分年末調整のしかた」のダウンロードも始まりました。9月といえば毎年おきまりの社会保険料の改定月であります。定時決定による標準報酬月額が変更されるほか、厚生年金保険料率の改定による変更もあります。厚生年

（所長 堀井 潤）

ホームページURL **所長やスタッフのブログもあるよ!**
<http://www.horii-office.jp/index.html>

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
 TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

〒990-0001 秋田市平野全砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
 本社掲載の記事・写真などの著作権・配権を承継します。
 ©社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春